

第58期 定時株主総会 招集ご通知

日時

 2022年6月23日（木曜日）午前10時

場所

 徳島県徳島市寺島本町西1丁目61番地
JRホテルクレメント徳島
4階 クレメントホール

目次

- P. 1 第58期定時株主総会招集ご通知
- P. 6 株主総会参考書類
- P.15 事業報告
- P.33 連結計算書類
- P.35 計算書類
- P.37 監査報告

株主各位

証券コード 7820

2022年6月3日

徳島県小松島市横須町5番26号

ニホフラッシュ株式会社

取締役社長 高橋 栄二

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及びご関係者の皆様、また、感染症拡大に影響を受けている皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、当社第58期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、本総会につきましては、極力、書面またはインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。その場合には、**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法によって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

また、総会当日の対応に関しましては、3頁の〈新型コロナウイルス感染防止への対応について〉をご参照ください。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時

2 場 所 徳島県徳島市寺島本町西1丁目61番地

J R ホテルクレメント徳島 4階 クレメントホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

- 3 目的事項 報告事項**
1. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果の内容報告の件
 2. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nfnf.co.jp/>）において掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

計算関係書類の以下の事項

- ① 連結株主資本等変動計算書 ② 連結注記表 ③ 株主資本等変動計算書 ④ 個別注記表

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nfnf.co.jp/>）に掲載させていただきます。

〈 新型コロナウイルス感染防止への対応について 〉

【株主様へのお願い】

- ◆新型コロナウイルス感染症の流行状況にご留意いただき、本年は、当日の健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことも含め、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ◆今回の株主総会につきましては、ご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。
- ◆感染による影響が大きいとされているご高齢の方や、基礎疾患のある方、妊娠中の方、また体調がすぐれない方におかれましては、特段のご留意をお願い申し上げます。
- ◆株主総会の議決権の行使は、書面またはインターネットによる事前行使の方法もございますので、是非そちらの利用をご検討ください。なお、行使期限は2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますのでご注意ください。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ◆ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用や、アルコール消毒液のご使用など、感染防止のための措置にご協力をお願い申し上げます。
- ◆ご来場の株主様で、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフからお声掛けさせていただいたうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◆株主総会会場の座席については、例年より間隔を空けた座席配置とさせていただきます予定としております。

【当社の対応について】

- ◆当社総会運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ◆会場内各所に、アルコール消毒液を設置いたしますので、感染防止にご使用ください。
- ◆株主総会の議事は、例年より円滑かつ効率的な進行となるような方法で行い、時間を短縮して行う予定としております。

当社では会場での感染防止策を可能な限り講じてまいります。株主の皆様におかれましては、健康と安全両面から慎重なご判断をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営・会場等に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nfnf.co.jp/>) でお知らせいたしますので、適宜、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXXXX

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

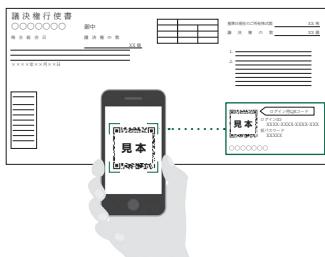
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に関する情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(附 則) (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案について、監査等委員会における検討の結果、監査等委員会からの指摘は特段ございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	たか はし えい じ 高橋 栄二 (1936年5月1日生) 	1965年 4月 当社入社 1965年 5月 当社取締役 1970年 5月 当社常務取締役 1975年 5月 当社専務取締役 1985年 5月 当社代表取締役社長（現任） 2002年 8月 昆山日門建築裝飾有限公司 董事長 昆山日門建築裝飾有限公司 総経理 2006年12月 日門（青島）建材有限公司 董事長（現任） 2008年10月 日門（上海）貿易有限公司 董事長（現任） 2011年11月 日門（江西）建材有限公司 董事長（現任） 2012年10月 昆山日門建築裝飾有限公司 董事（現任） 2016年 6月 吉屋（煙台）集成建築科技有限公司 董事（現任） 2016年 7月 吉屋（青島）家居有限公司 董事（現任） (選任の理由) 当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を長年に亘り担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と、経営全般における豊富な見識や経験は、取締役会のさらなる機能強化に資するため、取締役候補者となりました。	2,065,204株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
2	<p style="text-align: center;">やん そん びょう 楊 宋 標</p> <p style="text-align: center;">(1963年8月7日生)</p> <p style="text-align: center;"></p>	<p>2002年 9月 昆山日門建築裝飾有限公司入社 2006年 6月 当社取締役 (現任) 2006年12月 日門 (青島) 建材有限公司 董事・総経理 (現任) 2008年10月 日門 (上海) 貿易有限公司 総経理 2010年 5月 昆山日門建築裝飾有限公司 董事・総経理 2011年 9月 日門 (上海) 貿易有限公司 董事・総経理 (現任) 2011年11月 日門 (江西) 建材有限公司 董事・総経理 (現任) 2012年10月 昆山日門建築裝飾有限公司 董事長・総経理 (現任) 2016年 6月 吉屋 (煙台) 集成建築科技有限公司 董事 (現任) 2016年 7月 吉屋 (青島) 家居有限公司 董事長 (現任)</p> <p>(選任の理由) 当社の海外担当として、中国事業を統括してきた実績と本邦企業 (金融機関等) 勤務を通じた豊富な経験を有することを踏まえ、また、その経験やグローバルな知見を、取締役会において活かすことにより、取締役会の実効性の確保と機能向上が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	43,922株
3	<p style="text-align: center;">おか だ かつ ひこ 岡田克彦</p> <p style="text-align: center;">(1970年3月18日生)</p> <p style="text-align: center;"></p>	<p>1994年10月 当社入社 2007年 7月 当社北海道事業部長 2012年 4月 当社生産購買部グループリーダー 2018年11月 当社特命担当マイスター 2019年 4月 当社生産部長 2020年 6月 当社取締役 製造部長 (現任)</p> <p>(選任の理由) 当社の製造部門の責任者として、北海道事業部や製造部を統括してきた実績と豊富な職務経験を有することを踏まえ、また、その経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の実効性の確保と機能向上が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	11,734株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
4	いい だ かず のり 飯田和憲 (1968年2月1日生) <div style="background-color: #006400; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1990年 4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 2009年 7月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ出向 2012年 1月 同行 徳島支店 支店長 2013年10月 株式会社みずほフィナンシャルグループ グループ人事部 参事役 2016年 4月 株式会社みずほ銀行 田無支店 支店長 2018年 4月 同行 荻窪支店 支店長 2021年 6月 当社取締役（現任） 2022年 2月 当社東京支店長（現任） (選任の理由) 長年に亘り金融機関や事業会社で勤務した豊富な経験と高い見識を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の実効性の確保と機能向上が期待できるため、取締役候補者となりました。	6,460株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の所有する当社の株式数には、ニホンフラッシュ役員持株会における本人の持分を含めております。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたく存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	かき うち しん いち 柿内 慎市 (1944年10月29日生) 再任 社外 独立役員	<p>1967年 4月 株式会社徳島相互銀行入行（現 株式会社徳島大正銀行） 1991年 6月 同 取締役 1993年 3月 同 代表取締役常務 1997年 6月 同 代表取締役専務 2003年 6月 同 代表取締役頭取 2011年 6月 同 代表取締役会長 2020年 6月 同 取締役会長（現任） 2020年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） ・株式会社徳島大正銀行 取締役会長 （選任の理由及び期待される役割の概要） 長年に亘る経営者としての豊富な経験と高い見識を活かした経営判断においてのアドバイスを期待しております。 なお、同氏は金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
2	ささ たに まさ ひろ 笹谷正廣 (1950年7月30日生) <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 再任 社外 独立 役員 </div>	1973年 4月 中央物産株式会社入社 1986年 4月 弁護士登録 1998年 6月 当社監査役 2020年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) ・笹谷正廣法律事務所弁護士 (選任の理由及び期待される役割の概要) 弁護士としての企業法務を始め法律全般に関する専門的な知識と幅広い経験を有しており、経営判断において高度な法律面からのアドバイスを期待しております。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、客観的かつ公正な立場で当社の監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	8,681株
3	いわ しま とし や 岩島敏哉 (1946年1月5日生) <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 再任 社外 独立 役員 </div>	1969年 6月 日亜化学工業株式会社入社 1995年 3月 同 取締役 2002年 3月 同 常務取締役 2009年 4月 同 常務取締役総合部門管理本部長 2011年 1月 上海日亜電子化学有限公司 監事 2017年 3月 日亜化学工業株式会社 常勤監査役 2018年 6月 当社取締役 2020年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) なし (選任の理由及び期待される役割の概要) 長年に亘る国内及び海外事業展開において経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、当社グループの企業価値向上へ向けたアドバイスを期待しております。 なお、同氏は長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	井 関 佳 穂 理 (1966年11月26日生) 新任 社外 独立役員	<p>1990年10月 中央新光監査法人大阪事務所入所 1994年 3月 公認会計士登録 1998年 3月 中央監査法人大阪事務所退所 2001年 7月 井関公認会計士事務所開設 2002年10月 税理士登録 2005年 6月 徳島県労働委員会公益委員 2016年 4月 国立大学法人鳴門教育大学監事 (現任) 2016年 5月 徳島県監査委員</p> <p>(重要な兼職の状況) ・国立大学法人鳴門教育大学監事 (選任の理由及び期待される役割の概要) 公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、経営判断において高度な財務面からのアドバイスを期待しております。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者全員は、社外取締役候補者であります。
3. 柿内慎市氏、笹谷正廣氏及び岩島敏哉氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。各氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。なお、笹谷正廣氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）でありました。また、岩島敏哉氏は、監査等委員である取締役の就任前2年間は社外取締役でありました。
4. 当社は、柿内慎市氏、笹谷正廣氏及び岩島敏哉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、各氏の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、井関佳穂理氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。本議案におきまして各取締役候補者の選任が承認された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

6. 当社は、柿内慎市氏、笹谷正廣氏及び岩島敏哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
また、井関佳穂理氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 各候補者の所有する当社の株式数には、ニホンフラッシュ役員持株会における本人の持分を含めております。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中、政府による一部地域への3度目の緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の実施により、新規感染者数が漸く減少に向かい始めましたが、11月には新変異株（オミクロン型）の流行で、経済活動回復の動きが鈍化し、また国際情勢の不安定さも加わり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内住宅市場においては、当期の新設住宅着工戸数が前年度比6.6%の増加となりましたが、新型コロナウイルス感染症発生以降、リモートワークの普及、外出自粛など生活様式の変化や都市部の狭小マンションから郊外の戸建住宅への流れを背景に、利用関係別戸数は、分譲住宅248千戸のうち、マンションは102千戸（前年度比5.0%減）、一戸建住宅は144千戸（前年度比11.4%増）となりました。その他、貸家330千戸（前年度比9.2%増）、持家281千戸（前年度比6.9%増）となり、住宅の利用構造の変化が顕著に見られます。

このような状況の中、営業面では、リニア中央新幹線の開通を控え、各地で都市開発物件が進む中、中部地域の営業拠点として、名古屋営業所を新設し、軌道に乗りつつあります。

商品面では、機能ドアとして防音・防火・遮音に加え、コロナ対策用の通気ドア、老健・介護用として引き戸や吊戸の充実、特に新商品として、顧客から高評価を得ている可動間仕切壁の拡販に努めてまいりました。

生産面での当社のモットーは、マスカスタマイゼーション（個別大量生産）であります。顧客からオーダーされた商品をジャスト・イン・タイムで、かつ、大量生産並みのコストで提供するシステムであり、絶えずQ（品質・性能）、C（価格）、D（納期）の追求を行い、毎回、PDCAを回し、効率化を図っております。

しかし、上記の住宅の利用構造の変化に加え、ウッドショックにより、木質建材全般において、価格高騰と材料不足による厳しい調達など、外部環境の変化への柔軟な対応を強いられました。

一方、中国においては、年初は新型コロナウイルス感染症の収束の兆しがあり、地域により移動制限はあるものの、住宅市場は大きく改善されました。反面、都市部では、マンション価格高騰により、政府の不動産開発業者に対する資金調達総量規制（3つのレッドライン）が発表され、クリアできない大手業者の与信問題が表面化し、深刻な状態に陥る業者も出てきました。中国の国慶節（10月1日～7日）頃から、マンションの売れ行きが減少傾向となり、また、与信が健全な業者であっても支払いが遅れ気味になってきました。しかし、このような状況下においても、ルート販売

においては、昆山ショールームの見学の申し込みも多く、今期の売上に大きく貢献しました。生産面においては、電力供給不足や環境規制に対応した生産体制の維持に努めてまいりました。

以上の状況の中、当連結会計年度における売上高、利益は、為替相場の影響もあり、過去最高となりました。

当社グループにおける当連結会計年度における売上高は、前年同期比14.6%増の330億94百万円、営業利益は、前年同期比10.5%増の48億69百万円、経常利益は、前年同期比18.0%増の54億1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比16.5%増の38億41百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は485百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ニホンフラッシュ株式会社 機械設備の増設
- 昆山日門建築装飾有限公司 機械設備の増設
- 日門（青島）建材有限公司 機械設備の増設
- 日門（江西）建材有限公司 建物及び機械設備の増設
- 吉屋（青島）家居有限公司 機械設備の増設

ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

- 日門（江西）建材有限公司 機械設備の増設

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

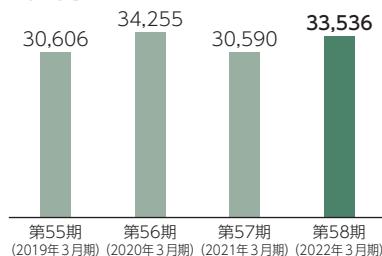
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

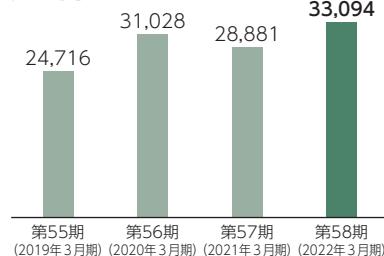
区分		第55期 (2019年3月期)	第56期 (2020年3月期)	第57期 (2021年3月期)	第58期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
受注高	(百万円)	30,606	34,255	30,590	33,536
売上高	(百万円)	24,716	31,028	28,881	33,094
経常利益	(百万円)	3,348	4,661	4,575	5,401
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,484	3,334	3,296	3,841
1株当たり当期純利益	(円)	99.14	133.08	131.55	153.31
総資産	(百万円)	26,167	30,402	35,169	42,354
純資産	(百万円)	19,419	21,670	24,828	30,656
1株当たり純資産額	(円)	755.90	839.28	956.68	1,176.97

(注) 2020年3月6日開催の取締役会において、2020年4月1日を効力発生日として当社普通株式1株を2株の割合で株式分割する決議をしておりますが、第55期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

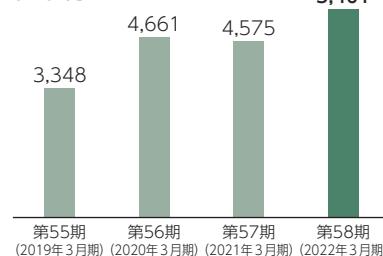
受注高 (百万円)



売上高 (百万円)



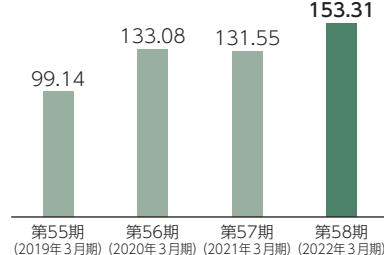
経常利益 (百万円)



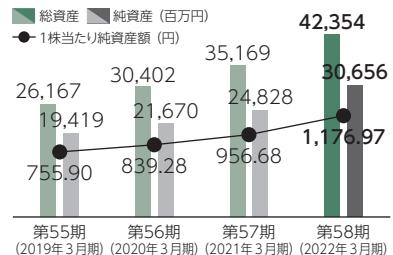
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産／純資産／1株当たり純資産額



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
昆山日門建築裝飾有限公司	74,466千元	100%	内装システム部材の製造販売
日門（青島）建材有限公司	40,901千元	100%	内装システム部材の製造
日門（江西）建材有限公司	88,041千元	100%	内装システム部材の製造
日門（上海）貿易有限公司	1,367千元	100%	建材全般の中国国内販売及び輸出入貿易
吉屋（煙台）集成建築科技有限公司	24,445千元	55%	建築内装工事の設計・施工及び設備の据付
吉屋（青島）家居有限公司	61,106千元	55%	住宅設備機器の製造

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響の他、ロシアによるウクライナ侵攻や、為替の円安などによる原材料価格の上昇等が懸念され、景気の先行きの不透明感は引き続き高いものと想定されます。

国内経済は、2022年3月末のまん延防止等重点措置の解除により移動制限が緩和され、経済活動の持ち直しが継続し、緩やかな回復基調で推移するものと考えられます。住宅業界も最近発表された首都圏一都三県の新築分譲マンション発売戸数によると、2021年度全体は2年連続で前年実績を超え、2018年度以来の高水準となりました。堅調な販売の背景には、消費者の間で新たなライフスタイルに合う住宅を探す動きが顕著にあります。

一方、中国は、全人代で今年度の成長目標を「5.5%前後」とし、2021年度の「6.0%以上」から引き下げられました。中国経済を支えてきた中小民間企業の苦境は予想以上であり、特に不動産業界が深刻な状況に陥っております。中国国家統計局が発表した3月の新築住宅価格動向によると、70都市のうち29都市で価格が前月比で上昇し、38都市で下落しております。依然として下落した都市が多いものの、上昇した都市が増えつつあり、持ち直しの兆しがでております。不動産市場の冷え込みを受け、年明け以降110の都市が不動産投機を抑え込むために導入した住宅取引制限を緩和、あるいは完全撤廃しており、また、3月以降、住宅ローンの金利も、全国100都市以上の銀行が自主的に引き下げたと報じられ、好感されております。

このような環境の中、当社グループは以下の対応を行ってまいります。

- ・国内の対応について

2021年度の当社の売上が前年同期比2.1%の減となっておりますが、工事現場の遅れがあったため、受注は前年同期比10%以上確保しており、生産能力を高める必要があります。

今年も前年同様、生産性を10%以上UPいたします。そのために省人化、省力化により作業者の負担を減らすため、デジタル技術の応用による自動化や工程数の削減など、総合的な生産性向上が必要になります。生産性向上とQ・C・Dの追求は、メーカーとして永遠のテーマであります。

そのため、工期2年間（当社第60期、2024年）を期して、本社工場の全面的なリニューアル（建物、構築物、生産設備等）を行い、持続的な成長を目指してまいります。

- ・中国の対応について

中国におきましては、上海をはじめ、各都市で頻繁にロックダウンが実施され、予断を許さない状態が続いております。豊富な受注残と大型物件の見積り依頼が確実に増えており、コロナ禍終息と同時に増産体制をとる必要があり、2交代制と増産のための設備の導入を進めております。

当社で開拓してきたルート販売も軌道に乗り、2022年度の新規店47店を加え、100店を超える陣容となり、年初から地域別キャンペーンを行い、日門（ニホンフラッシュ）の知名度を高める予定でしたが、3ヶ月遅れる見通しです。しかし、7月からは深センのマンション内装付建材専門の展示会、及び広州建材博覧会には参加し、ブランド力を高めてまいります。

2023年3月期の業績につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業活動への影響を、適正かつ合理的に算定することが困難なことから未定とさせていただきます。今後、業績への影響を慎重に見極め、業績予想の開示が可能となった段階で速やかに公表いたします。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業内容	主要製品
内装システム部材の製造販売	室内ドア、化粧造作材、収納ボックス
建築内装工事の設計・施工及び設備の据付	—
住宅設備機器の製造	家具、流し台

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	徳島県小松島市
営業拠点	東京支店（東京都中央区）、大阪支店（大阪市）、福岡支店（福岡市） 他 営業所 3ヶ所
工場	本社（徳島県小松島市）、北海道（江別市）

② 子会社

昆山日門建築裝飾有限公司	中華人民共和国江蘇省昆山市
日門（青島）建材有限公司	中華人民共和国山東省青島市膠州市
日門（江西）建材有限公司	中華人民共和国江西省宜春市
日門（上海）貿易有限公司	中華人民共和国上海市
吉屋（煙台）集成建築科技有限公司	中華人民共和国山東省烟台市
吉屋（青島）家居有限公司	中華人民共和国山東省青島市膠州市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,907名	33名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
259名	10名減	37.0歳	12.0年

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 89,600,000株
- ② 発行済株式の総数 25,060,000株
- ③ 株主数 5,941名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,718千株	14.8%
高橋 栄二	1,937千株	7.7%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,881千株	7.5%
株式会社徳島大正銀行	1,144千株	4.6%
株式会社阿波銀行	1,120千株	4.5%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,075千株	4.3%
七福トータルサポート株式会社	960千株	3.8%
ニホンフラッシュ従業員持株会	710千株	2.8%
大日本印刷株式会社	600千株	2.4%
株式会社徳銀キャピタル	536千株	2.1%

(注) 持株比率は自己株式3,242株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況

(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 栄二	昆山日門建築裝飾有限公司 董事 日門（青島）建材有限公司 董事長 日門（上海）貿易有限公司 董事長 日門（江西）建材有限公司 董事長 吉屋（煙台）集成建築科技有限公司 董事 吉屋（青島）家居有限公司 董事
取締役	西原 芳彦	特需事業部長
取締役	楊 宋標	昆山日門建築裝飾有限公司 董事長・總經理 日門（青島）建材有限公司 董事・總經理 日門（上海）貿易有限公司 董事・總經理 日門（江西）建材有限公司 董事・總經理 吉屋（煙台）集成建築科技有限公司 董事 吉屋（青島）家居有限公司 董事長
取締役	庄野 淳	システム部長
取締役	岡田 克彦	製造部長
取締役	飯田 和憲	東京支店長
取締役（監査等委員）	柿内 慎市	株式会社徳島大正銀行 取締役会長
取締役（監査等委員）	笹谷 正廣	笹谷正廣法律事務所 弁護士
取締役（監査等委員）	工藤 誠介	税理士法人ひまわり会計事務所 代表社員 公認会計士
取締役（監査等委員）	岩島 敏哉	

- (注) 1. 取締役（監査等委員） 柿内慎市氏、笹谷正廣氏、工藤誠介氏及び岩島敏哉氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員） 工藤誠介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の見解を有しております。
3. 当社は、取締役（監査等委員） 柿内慎市氏、笹谷正廣氏、工藤誠介氏及び岩島敏哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 役員賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は「当社の会社法上の取締役および監査役ならびに当社子会社の設立国の法律により、これらの者と同様の地位にある者」であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、業務執行取締役の基本報酬は、役割と職責に応じた基本報酬部分と各期の企業業績とそれに対する各人の貢献度などを勘案した業績連動部分で構成する。社外取締役の基本報酬については、その職責に鑑み、役割と職責に応じた基本報酬部分のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬部分は、金銭による月例の固定報酬とする。報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

また、業績連動部分は、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、各事業年度の連結当期純利益の金額に応じて定める額の範囲で、金銭にて、毎年当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

c. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、全て代表取締役社長高橋栄二が決定する。委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためである。

また、取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、必要に応じて監査等委員会に諮問する。その際には監査等委員会の答申を尊重し決定する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	165 (一)	165 (一)	— (一)	— (一)	6 (一)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	17 (17)	17 (17)	— (一)	— (一)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	183 (17)	183 (17)	— (一)	— (一)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第56期定時株主総会において年額250百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は6名であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第56期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）柿内慎市氏は、株式会社徳島大正銀行の取締役会長であります。当社は株式会社徳島大正銀行との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）笹谷正廣氏は、笹谷正廣法律事務所を主宰する弁護士であります。当社は笹谷正廣法律事務所との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）工藤誠介氏は、税理士法人ひまわり会計事務所の代表社員であります。当社は税理士法人ひまわり会計事務所との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況
取締役（監査等委員） 柿内 慎市	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、他の会社の経営者として豊富な知識・経験に基づき、当社のガバナンス体制の適正性・妥当性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 笹谷 正廣	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 工藤 誠介	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の会計並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 岩島 敏哉	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、他の会社の経営者として豊富な知識・経験に基づき、当社のガバナンス体制の適正性・妥当性を確保するための発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 重要な中国子会社につきましては、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているグラント・ソントンのメンバーファームの監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、取締役、関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員は企業理念、社内規程及び関連法令等の理解が法令・定款及び社会規範を遵守した行動のための基本であることを認識し、その徹底を図るため、担当部においてコンプライアンスの取り組み、教育等を横断的に実施する。また、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る文書の取扱は、法令・社内規程に基づき適切に保存し管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関するリスクについては、それぞれ担当部にて規程の制定、マニュアルの作成を行うものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、変化の激しい経営環境に迅速に対応すべく、定例の取締役会及び経営会議を開催する。さらに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定める。また、取締役会の業務執行の効率化を図るため、以下の体制を整備する。

イ. 職務権限、意思決定ルールの策定

ロ. 中期経営計画に基づく業績目標の設定と月次、四半期業績管理の実施

ハ. 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

⑤ 会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、業務適正については、社内規程に基づき管理し、業務執行の状況について、内部監査室及び監査等委員会が評価及び監査を行うものとする。また、子会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響について、当社の取締役会及び担当部に報告する体制を確保する。内部監査室は、内部監査を実施した結果を取締役会、監査等委員会等に報告し、内部統制の整備を推進するとともに、各部と協力の上、改善策の指導、助言等を行う。監査等委員会はグループ全体の監視、監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人との緊密な連携体制を構築する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当該使用人を置くこととする。当該使用人の配置及び異動については、監査等委員会の意見を尊重することとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の役職員は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従い、直ちに監査等委員会に報告を行うこととする。

また、監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができることとする。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査業務の遂行を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備運用状況の概要

当社は、上記の業務執行の健全かつ適切な運営の強化のため、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、金融商品取引法に基づき、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、適宜、必要な是正措置を実施しております。

また、取締役会等において継続的に経営上のリスクを把握し、その対応策を検討することができる体制を構築するとともに、監査等委員会がコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を取っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に適正な利益還元を行うことは、企業目的の重要な課題であると考えており、中長期の視点から将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保すると同時に、業績に応じて安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

従いまして、当期配当金については、業績、財務状況等を総合的に勘案した結果、期末配当を2022年5月10日付「2022年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」のとおり1株当たり16円とさせていただきます。これにより年間配当は、既に実施させていただきました中間配当の16円と合わせて、1株当たり32円となります。

次期の配当金につきましては、第2四半期末配当金は2円増配の18円、期末配当金も2円増配の18円とし、年間配当金は1株当たり4円増配の36円を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	32,421,834	流動負債	11,169,494
現金及び預金	7,725,778	支払手形及び買掛金	5,436,214
受取手形	858,182	電子記録債務	1,371,115
電子記録債権	382,077	短期借入金	1,451,188
売掛金	20,077,824	未払金	2,047,187
商品及び製品	1,840,550	未払法人税等	394,680
仕掛品	469,192	契約負債	92,480
原材料及び貯蔵品	962,065	賞与引当金	104,101
その他	291,808	その他	272,525
貸倒引当金	△185,645	固定負債	528,139
固定資産	9,932,373	長期借入金	69,479
有形固定資産	6,799,109	長期未払金	257,905
建物及び構築物	2,712,732	退職給付に係る負債	154,743
機械装置及び運搬具	2,201,612	繰延税金負債	46,011
土地	1,019,213	負債合計	11,697,633
建設仮勘定	722,401	純資産の部	
その他	143,148	株主資本	26,357,747
無形固定資産	754,162	資本金	1,117,501
借地権	698,462	資本剰余金	1,825,186
その他	55,700	利益剰余金	23,416,260
投資その他の資産	2,379,102	自己株式	△1,201
投資有価証券	1,555,196	その他の包括利益累計額	3,133,410
出資金	351,096	その他有価証券評価差額金	513,979
会員権	8,133	為替換算調整勘定	2,624,814
繰延税金資産	2,500	退職給付に係る調整累計額	△5,383
その他	462,175	非支配株主持分	1,165,417
資産合計	42,354,208	純資産合計	30,656,575
		負債純資産合計	42,354,208

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	33,094,489
売上原価	23,700,244
売上総利益	9,394,244
販売費及び一般管理費	4,525,174
営業利益	4,869,070
営業外収益	
受取利息	97,693
受取配当金	140,785
受取賃貸料	14,469
企業発展助成金収入	164,602
為替差益	166,786
その他	43,158
営業外費用	
支払利息	60,013
有形売却損	28,054
その他	7,143
経常利益	5,401,355
特別損失	
固定資産除却損	51,221
税金等調整前当期純利益	5,350,134
法人税、住民税及び事業税	1,339,128
法人税等調整額	△9,932
当期純利益	4,020,938
非支配株主に帰属する当期純利益	179,466
親会社株主に帰属する当期純利益	3,841,472

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	7,131,134	流動負債	2,510,858
現金及び預金	4,565,567	支払手形	806
受取手形	163,512	電子記録債務	1,371,115
電子記録債権	382,077	買掛金	432,103
売掛金	1,576,530	未払金	267,976
商品及び製品	132,861	未払法人税等	200,989
仕掛品	37,999	未払消費税等	33,797
原材料及び貯蔵品	277,662	契約負債	77,970
その他	30,922	賞与引当金	104,101
貸倒引当金	△36,000	その他	21,996
固定資産	6,671,241	固定負債	438,006
有形固定資産	1,580,465	長期未払金	257,905
建築物	370,165	退職給付引当金	147,779
構築物	19,858	繰延税金負債	32,322
機械及び装置	147,980	負債合計	2,948,864
車両運搬具	4,954	純資産の部	
工具、器具及び備品	11,062	株主資本	10,339,531
土地	1,019,213	資本金	1,117,501
建設仮勘定	7,229	資本剰余金	1,825,186
無形固定資産	9,276	資本準備金	942,501
ソフトウェア	3,074	その他資本剰余金	882,685
その他	6,202	利益剰余金	7,398,045
投資その他の資産	5,081,499	利益準備金	83,800
投資有価証券	1,555,196	その他利益剰余金	7,314,245
関係会社出資金	2,956,949	別途積立金	2,750,000
出資金	351,096	固定資産圧縮積立金	4,439
会員権	8,133	繰越利益剰余金	4,559,805
その他	210,123	自己株式	△1,201
資産合計	13,802,376	評価・換算差額等	513,979
		その他有価証券評価差額金	513,979
		純資産合計	10,853,511
		負債純資産合計	13,802,376

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		8,819,738
売上原価		6,099,819
売上総利益		2,719,919
販売費及び一般管理費		1,493,765
営業利益		1,226,153
営業外収益		
受取利息	12,663	
受取配当金	140,785	
受取賃貸料	14,469	
為替差益	144,877	
その他	7,530	320,325
営業外費用		
支払利息	855	
その他	1,694	2,550
経常利益		1,543,928
税引前当期純利益		1,543,928
法人税、住民税及び事業税	426,634	
法人税等調整額	339	426,974
当期純利益		1,116,954

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

ニホンフラッシュ株式会社

2022年5月17日

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任
社員 公認会計士 柴田 直子[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 岡本 伸吾[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニホンフラッシュ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニホンフラッシュ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

ニホンフラッシュ株式会社

取締役会 御中

2022年5月17日

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任
社員 公認会計士 柴田 直子[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 岡本 伸吾[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニホンフラッシュ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

ニホンフラッシュ株式会社 監査等委員会

監査等委員 笹谷正廣 ㊞

監査等委員 柿内慎市 ㊞

監査等委員 工藤誠介 ㊞

監査等委員 岩島敏哉 ㊞

(注) 監査等委員笹谷正廣、柿内慎市、工藤誠介、岩島敏哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

